

平成 25 年度第 1 回理事会議事録

日 時 平成 25 年 5 月 7 日 (火) 14 時～16 時 50 分まで
場 所 ふれあい福寿会館 401 小会議室 (岐阜市藪田南 5-14-53)
出席者 理事 25 名中 24 名出席 監事 2 名中 1 名出席
(出席理事) 藤井孝一、富田彰、横井守、安田政之、脇本敏雄、高橋秀一、
松野由文、寺倉修、河合龍雄、入山要、村瀬泰基、福野嘉彦、
木村裕伸、中川保、古川昇、永田徹雄、鈴木数広、河村彰雄、
篠田和雄、加藤幸治、波多野正士、三宅淑音、狭場芳男、
後藤隆吉
(欠席理事) 山田哲士
(出席監事) 水谷武
(欠席監事) 岩崎幸司

事務局 (高橋専務)

時間となりましたので、本年度第 1 回理事会を開催いたします。今日の出席者でございますが、理事 25 名中 24 名の出席でございますが、まだ 1 名の方がおみえになりませんので 23 名の出席となります。監事は 2 名ですが 1 名欠席です。定款の第 35 条第 1 項の規定により理事の 1/2 以上の出席をいただいておりますので本理事会は成立いたします。それでは会長から挨拶をお願いいたします。

会長挨拶

皆さんこんにちは。ゴールデンウィークが過ぎまして、朝晩まだ若干寒いようですが、大変いい陽気になってきました。理事の皆さんにはご健康でご活躍のことと思います。

さて、岐阜県建築士会は 4 月 1 日から公益社団法人となりました。4 月下旬に法務局から正式に 4 月 1 日より公益社団法人として登記したと文書をいただきました。予定より 1 年遅れましたが、岐阜県建築士会は昭和 26 年 10 月に社団法人として認可を受けて活動してまいりましたが、今後は公益社団法人として活動してまいります。これも諸先輩、会員の皆様のご支援・ご協力と関係各位のご理解であると思います。これらに対して厚くお礼申し上げます。

本日は第 1 回目の理事会です。理事の人数も 44 名から 25 名となりました。理事会は最高の決定機関となりますので、慎重審議をお願いしたいと思います。

事務局 (高橋専務)

ありがとうございました。本日は第 1 回目の理事会ということですので、自己紹介をしたいと思います。

出席者が自己紹介をした。

ありがとうございました。それでは、定款により会長に議長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

会長（議長）

それでは議長をさせていただきます。最初にお断り申し上げますが、公益社団法人の理事会では、定款により議事録署名者は会長と監事が行うことになっておりますのでよろしくをお願いします。また、議決につきましては、賛否を挙手で以ってをお願いします。

それでは議題1について、専務の方から説明をお願いします。

I. 議 事

議題1 平成25年度定時総会開催について

高橋専務より資料に基づき、平成25年度定時総会開催についての説明があった。
／当日の司会者、議長、議事録署名者、及び監査結果報告（監事）については、会長一任でよろしいか。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題2 平成24年度事業報告及び収支決算について

高橋専務より資料に基づき、事業報告及び収支決算について説明があった。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題3 （公社）岐阜県建築士会定款の変更について

高橋専務より資料に基づき、（公社）岐阜県建築士会定款の変更について説明があった。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題4 理事の選任について

高橋専務より資料に基づき、理事の選任について説明があった。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題5 （公社）岐阜県建築士会定款施行細則（案）の制定について

高橋専務より資料に基づき、(公社)岐阜県建築士会定款施行細則(案)の制定について説明があった。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題6 支部規約作成基準(案)及び支部規約(案)の制定について

高橋専務より資料に基づき、支部規約作成基準(案)及び支部規約(案)の制定について説明があった。

／第5条に、定時支部総会を事業年度終了後、1ヶ月以内に開催するとあるが、支部の事業スケジュールを考えると難しいのではないかと。

／会場の都合などにより、4月中の総会開催が難しいこともあるかもしれないので、「原則として1ヶ月以内」という表現にしてはどうか。

・定款により、本部の定時総会を事業年度終了後2ヶ月以内に開催することとなるので、逆算して定時支部総会開催を1ヶ月以内で協力願いたい。ただし、これはあくまで支部規約の案ですので、これに基づいて支部規約をつくっていただきたいという主旨です。

／支部で監査は行っていないので、1ヶ月以内に決算報告を提出することはできないことはないと思う。

／支部の監査は必要なのではないかと。

／最終的な決算は本会の総会を経ることになるのではないかと。

／支部に予算の権限が無い状態で、支部が支部会計を監査する意味があるのか。

／本部にも支部にも監査があることに違和感があるが、本部と支部とで名称を変えてはどうか。

・本部の監査は、支部の監査が済んでいることを前提にしているので、支部会計の監査は支部で実施してもらいたい。

・支部で監査はやっていただく。支部総会は1ヶ月以内に開催していただくということでお願いしたい。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題7 委員会規程(案)の制定について

高橋専務より資料に基づき、委員会規程(案)の制定について説明があった。

／委員長は役員が兼任してもいいのか。

・予算の執行を伴うという意味で、委員長を理事にお願いしているが、今後は理事の数も減ったため、理事以外の方に委員長をやっていただくという方向で考えている。

／委員会の定数はあるのか。

- ・定数については会長に一任していただきたいと思う。

／第10条の議事録について、HPで公開されている委員会があるが、それを議事録としてよいか。

- ・HPの有無に関係なく、委員会ごとに書面形式で提出していただく。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題8 旅費支給規程（案）の制定について

高橋専務より資料に基づき、旅費支給規程（案）の制定について説明があった。

／陸路の算定は、直線距離と走行距離のどちらでおこなうのか。

- ・申請者本人が申請された道路走行距離をもって計算します。
- ・県内の移動を想定した規約のため、全国大会への出席などの場合は別途計算します。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題9 慶弔規程（案）の制定について

高橋専務より資料に基づき、慶弔規程（案）の制定について説明があった。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題10 入会申込書・退会届様式の制定について

高橋専務より資料に基づき、入会申込書・退会届様式の制定について説明があった。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題11 会員の入会について

高橋専務より資料に基づき、会員の入会について説明があった。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題12 会員権利の停止及び資格の喪失について

高橋専務より資料に基づき、会員権利の停止及び資格の喪失について説明があった。

／2年以上の会費未納者については、定款に会員資格喪失の前に弁明の機会を与えること

になっているが、資料と矛盾する。

・2年以上の会費未納者については、弁明の機会を与えるよう資料を修正し対応し、会員資格喪失については再度理事会に諮ります。また、1年会費未納者については、会誌の発送を停止します。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

II. 報告事項

報告1. 職務執行状況の報告について

高橋専務より以下の報告があった。

- ・各委員会の職務執行状況について
- 藤井会長より以下の報告があった。
- ・事務所移転について
- ・公益法人移行について

報告2. 会費等の納入について

高橋専務より報告があった。

以上をもって、本日の議事は全て終了したので議長は閉会を宣して、午後4時50分に散会した。

上記決議を明確にするため本議事録を作成し、出席した会長及び監事次に記名捺印する。

平成25年5月7日

公益社団法人 岐阜県建築士会

会 長 印

監 事 印